

令和８年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4 月分

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部企画室	車両の賃借	車両の賃借	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区北浜東4番33号 大和リース(株)大阪本店	4,094,420円	新たな車両をリースで使用するより、既存の車両を引続き使用の方が経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)
2	水道部企画室	吹田市水道部当直修繕等業務	執務時間外の修繕申し込みに伴う修繕、現場調査等	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	13,550,900円	漏水事故等の発生時において、他地域への被害拡大などの二次災害を防ぐためにも、迅速かつ的確な対応が必要であり、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	水道部企画室	水道料金システム及びRPA保守管理業務	水道料金システムソフトウェア及び関連ソフトウェア等の保守	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区大深町5番54号 富士通Japan(株)関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	8,694,400円	本システムを構築した左記事業者でなければ、システムの保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	水道部企画室	量水器取替等業務	量水器の取替、引揚、取付業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約 25mm以下1件につき 1,540円(税抜) 他50項目 執行予定総額 39,080,800円	左記事業者は、吹田市水道条例第9条による指定給水装置工事業業者であり、取替に必要な技術者及び資機材等を有していること、また、市民からの問い合わせに対して適切かつ迅速に対応できることなど、本事業に必要な条件を満たした事業者であり、左記事業者以外に同条件を満たす事業者がないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	水道部企画室	水道料金等コンビニエンスストア・モバイル決済収納代行業務	吹田市水道部の水道料金等をコンビニエンスストア・モバイル決済において収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 (株)電算システム	単価契約 1件あたり73円(税抜) 執行予定総額 12,157,420円	契約の相手方となる業者の収納データに対応して収納システムを構築しているため。また、現在実施しているモバイル決済サービスに対応できるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	水道部企画室	量水器・貯蔵材料品及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	量水器・貯蔵材料品の維持管理及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	11,369,160円	給水工事に精通し現場での対応能力が高く信頼性もあり、給水装置工事施工基準を熟知しており、当業務に複数名配置することが可能であるという条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	水道部企画室	舗装本復旧測量・図面作成業務	道路復旧に係る測量・図面作成	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約(税抜) 1mあたり2,540円 執行予定総額 8,856,980円	道路復旧工事の施工に伴う測量、図面作成業務であり、本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和８年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4 月分

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	水道部 企画室	基準点等復元業務	基準点等の測量及び復元業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目9番9号 吹田市測量設計協同組合	単価契約(税抜) 3級基準点測量・設置 1点につき 453,000円 他4項目 執行予定総額 18,595,500円	本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	水道部 企画室	マッピングシステムデータ更新業務	配水施設等の工事内容や地形の変更内容をマッピングシステムへ反映するためのデータ更新業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測（株）大阪支店	20,595,300 円	データ作成からインストールまで一括した業務であり、併せて管網解析や修繕受付システムとの連携のため、システム構成等について精通している必要があり、システム開発者である左記事業者でなければできないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	水道部 企画室	(4月・5月分)漏水修繕業務	市内一円で発生する緊急漏水修繕業務	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市原町2丁目52番1-101号 (株)鴨建興業 吹田市金田町5番10号 (株)関根工務店 吹田市南吹田3丁目12番13号 (株)橋本工務店 吹田市山手町4丁目4番5号 (株)堀田工務店 吹田市南正雀1丁目24番35号 吹田土木興業(株) 吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約(税抜) HIビニール管φ13mm 1mにつき200円 他1,859項目 執行予定総額 14,666,300円	本業務は市内で突発的に発生する水道施設の漏水修繕を行うもので、状況に応じた漏水修繕技術を持つ熟練の作業員が多数在籍し、24時間体制での緊急対応や、資材・建設機械等の即時調達ができることなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
11	水道部 企画室	(4月・5月分)市道等路面復旧工事	漏水修理工事跡の小規模な道路本復旧工事等	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市川園町55番1号 吹田市道路建設協同組合	単価契約（税抜） 路面復旧単価1㎡につき4,900円 区画線 白線1mにつき2,200円 他221項目 執行予定総額 16,665,000円	直営修理工事跡や当部発注工事跡の仮復旧工事、小規模な水道管の緊急維持管理工事跡の本復旧工事を対象とし、限られた期間で現場調査や許可申請、地元調整を含め遅滞なく完了させるためには、豊富な資機材や作業員の確保が必要であり、これまで水道部発注の工事を誠実に履行してきた信頼性の面からも本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)
12	水道部 企画室	小規模貯水槽維持管理調査業務	「吹田市水道部小規模貯水槽水道管理指導要領」に基づく管理業務委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	吹田市南吹田3丁目2番48号 吹田市水道・土木工事業協同組合	単価契約(税抜) 検査単価 1件あたり10,000円 執行予定総額 9,383,000円	市内の小規模貯水槽を1年間で調査・点検する体制の確保が可能で、水質検査について精通した技術者・資機材等を有し、小規模貯水槽水道設置者へ適切な助言を行う技術員の配置が可能など、本業務に要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
13	水道部 企画室	片山系監視制御装置年間保守業務	片山浄水所及び泉浄水所浄水管理センターの監視制御装置の年間保守業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目3番23号 日新電機(株) 関西支社	5,170,000円	本装置は、左記事業者で開発された電算機システムで、システム開発を行った当該事業者でないと業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和8年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4月分

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
14	水道部 企画室	水中モーターポンプ修理	水中モーターポンプの引揚、据付及び修理	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市淀川区十三東1丁目15番20号 (株)大阪ポンプ製作所 守口市八雲中町3丁目13番71号 (株)中央ポンプ製作所 大阪市西区鞠本町1丁目11番7号 テラル(株) 関西支店	単価契約 引揚及び据付 1件につき 240,000円 (税抜) 他116項目 執行予定総額 10,952,700円	浄水処理に必要なさく井用水中モーターポンプの修理等を緊急時にも迅速に対応する必要があるが、ポンプの引揚、据付、修理が実施できる事業者は左記の3者であるため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)
15	水道部 企画室	水道料金等クレジットカード 継続払い収納代行処理業務	水道料金クレジットカード継続 払いにおいて収納し、その収納 情報及び収納金を取りまとめる 業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市北区大深町4番20号 (株)エフレジ	単価契約 月額35,000円(税抜) 決済手数料1% トランザクション費用 1件あたり承認処理4円 (税抜) 他5項目 執行予定総額 13,498,320円	現行水道料金システムと連携する水道料金等クレジットカード決済インターネット受付システムの構築事業者であり、水道部でクレジットカード情報を一切保持せずに収納代行ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
16	水道部 企画室	電子式量水器の修理	取替等により引揚した量水器を 製造メーカーにて修理	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号 愛知時計電機(株)大阪支店	単価契約 口径13mm1個あたり 13,400円(税抜) 他7 項目 執行予定額 11,302,170円	電子式量水器は、製造元である左記事業者しか修理できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
17	水道部 企画室	すいどうにゅーす配布業務	すいどうにゅーすの配布業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市淀川区西中島2丁目14番6号 (株)リビングプロシード 事業開発 本部事業開発営業部	単価契約 配布1部につき 10.2 円(税抜) 執行予定総額 4,006,662円	左記事業者は、「市報すいた」配布業務の契約をしており、「すいどうにゅーす」のみ単独配布するより「市報すいた」と同時配布する方が経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

令和 8 年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

5 月分

No.	契約担当 室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	水道部 企画室	吹田市水道部（泉浄水所）除 草業務	吹田市水道部(泉浄水所) 構内 の除草業務	令和8年5月12日から 令和8年10月31日まで (令和8年5月12日)	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材 センター	1,383,800円	本業務内容は、左記団体の設置趣旨及び目的に合致し、同団体の育成 に寄与できると考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第3号に該当)
2	水道部 企画室	監視カメラ制御装置保守点検 業務	泉浄水所及び片山浄水所の監視 カメラ制御装置における定期交 換部品の取替え及び保守点検	令和8年5月29日から 令和9年3月24日まで (令和8年5月29日)	大阪市中央区城見2丁目2番22号 (株)HYSエンジニアリングサービス 西日本支店	5,588,000円	当該装置のメンテナンスが左記事業者に移管されており、装置に関す る知識・技能を有する左記業者でないと業務の達成が出来ないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役 務関係業務】カに該当)